

情報アラカルト
Information

インフォメーション

募 集

子育て支援住宅・町営住宅
入居者を募集します

《子育て支援住宅》

●所在地 白鷹町大字鮎貝73
41番地

●募集戸数 1戸(町外在住者)

●住宅形式 寝室2部屋+リビングダイニングキッチン+浴室

●家賃

▼2子までを扶養する世帯

…3万5000円

▼3子以上を扶養する世帯

…3万円

●入居資格 次のすべてを満たすこと

すこと

①小学校就学前のお子さんが1人以上いる夫婦世帯であること

②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が31万3000円を超えないこと

③自らが居住するために住居を必要としていること

④市町村民税を滞納していないこと

⑤暴力団関係者ではないこと

●期限付入所 一番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。

●申し込みに必要な書類 入居者全員の所得がわかる書類(源泉徴収票の写しなど)、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書

●その他 申込者多数の場合は抽選により決定します。

《町営玉前町住宅》

●所在地 白鷹町大字十王55

02-114ほか

●募集戸数 2戸

●住宅形式 8+6+6畳+台所+浴室

●家賃 所得額等により月額1万5000円〜3万2000円

●入居資格 次の条件のすべてを満たすこと

①住宅困窮者であること

②入居世帯の収入が公営住宅法の基準以下であること

③原則として同居する親族がいること

④暴力団関係者ではないこと

●申し込みに必要な書類

入居者全員の所得がわかる書類(源泉徴収票の写しなど)、個人番号が確認できる書類、本人確認書類など

●詳細はお問い合わせください

《共通事項》

●敷金 家賃の3カ月分

●募集期間 3月19日(木)〜3月30日(月) 午後5時まで

●入居者の決定 4月下旬

●入居可能時期 5月中旬

※土・日・祝日を除く。

【申し込み・問い合わせ】

建設課管理係

☎85-6140

「もったいない」食品があれば、ぜひお持ちください。

おしらせ

フードドライブに

ご協力ください

「もったいない」食品があれば、ぜひお持ちください。

●いつ 3月25日(水)

午後1時30分〜5時

●どこで 中央公民館ラウンジ

※未使用のタオル、手ぬぐいなどもご協力お願いします。

※使用済みの使い捨てカイロも回収しています。

【問い合わせ】

ごみゼロの日実行委員会

代表 加藤

☎090-4046-0896

不登校親の会に

来てみませんか

●いつ 4月11日(土)

午後6時〜8時

●どこで 白鷹町中央公民館・会議室A

●参加費 200円

【申し込み・問い合わせ】

親の会@しらか(山本)

08shirataka@gmail.com

2026年度

労働基準監督官採用試験

●受験資格

(1)平成8年4月2日〜平成17年4月1日生まれの者

(2)平成17年4月2日以降に生ま

伐採した木を1トンあたり1,500円で買い取ります!!

トラックなどに積んで直接お持ちください。

引き取るのは直径が10cm以上長さ2m程度の丸太です。

白鷹町が推進する伐って・使って・植える「緑の循環システムの確立」に貢献します。

受入日時 平日:9時〜16時まで 土:毎月第2、第4 9時〜12時まで

〒992-0831 白鷹町荒砥甲331-1

おきたまチップセンター(株)

TEL070-2483-4493

担当:山口

白鷹町乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度

令和8年4月から白鷹町乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を実施します。

こども誰でも通園制度とは？

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。保護者の方の就労要件を問わず、保育所、認定こども園などに通っていないお父さまが、どなたでも気軽に利用することができます。

対象者

現在保育所等に通っていない、0歳6カ月～3歳未満のお父さま

実施施設

社会福祉法人白鷹会 愛真こども園

実施時間

- お父さま1人につき、月10時間まで利用できます。
※1回あたり最低1時間から、30分単位で利用できます。
- 月～金曜日 午前 ▶ 9:00～12:00 午後 ▶ 13:00～16:00

利用料

1時間につき…300円（白鷹町在住の方は無償になります）

利用方法

- ①利用者は初回利用希望日の2週間前までに町へ利用申請・登録をします
- ②町が「乳児等通園支援支給認定証」を送付します
- ③利用者とかども園が事前面談をします
- ④利用者がこども園に利用の予約をします
- ⑤利用開始



※利用にあたっては、ホームページに掲載している「白鷹町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー」をご覧ください。

【問い合わせ】健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212